

## 遵守事項

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為を行うにあたり、下記の事項を守ること。

記

(届出者チェック欄)

事項	説明を受けました
林野火災注意報、林野火災警報または火災警報が発令されていないか確認する。	
空気が乾燥しているときや風が強いときは、焼却を控える。	
林野火災注意報発令中は、対象区域内(欄外参照)での焼却を控える。	
消火用具(水入りバケツ、消火器等)を準備する。	
可燃物の近くで焼却を行わない。	
一度に多量の焼却をせず、火の粉が飛ばないように注意し少しづつ燃やす。	
燃え尽きるまで、人の監視のもとで焼却する。可能であれば複数人で監視する。	
残火、取灰は完全に消火する。	
火災警報発令中は、焼却を中止する。	
林野火災警報発令中は、対象区域内(欄外参照)での焼却を中止する。	

### 林野火災注意報・林野火災警報発令時における、火の使用制限の対象区域

明知町、石尾台、岩成台、内津町、押沢台、神屋町、木附町、高蔵寺町、西尾町、坂下町、白山町、高座台、高座町、高森台、玉野台、玉野町、中央台、外之原町、廻間町、藤山台、細野町

林野火災注意報、林野火災警報が発令された場合は、春日井市のホームページに掲載するほか、春日井市安全安心情報ネットワークで「気象等情報」の配信にご登録いただいた方にはメールで配信、火災情報テレホンサービスをご利用いただいた方には自動音声でご案内します。

### 【春日井市安全安心情報ネットワーク】



こちらから「気象等情報」の配信登録をしてください。



※ 登録料・情報提供料は無料、通信料は利用者負担です。

### 【火災情報テレホンサービス】

0568-44-0119(自動音声案内)